

# 東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6  
☎561-1191(代表) ☎541-9104

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)  
電話 661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。  
電子メール (以下のホームページから)  
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html>

## ● 相談 ●

### 弁護士による無料法律相談

法律的な相談事について、お一人につき20分以内で弁護士が相談に応じます。

日時 毎週水曜日(祝日を除く)

午後1時15分～3時45分

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7名(先着順)

### 行政相談委員による無料行政相談

国の行政に関する意見・要望などについて行政相談委員が相談に応じます。

日時 8月6日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

## ● 保険年金 ●

### 国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方へ

○新しい高齢受給者証をお送りします

国保に加入の70～74歳の方(昭和15年8月2日生まれ～昭和20年7月1日生まれまで)がをお持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れますので、新しい高齢受給者証を7月中にお送りします。

届きましたら、記載内容をお確かめのうえ、8月1日からご使用ください。また、古い証は処分するか、保険年金課へお返しください。

○高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

負担割合が3割の方で、世帯の収入が次の条件1または条件2に当てはまり、申請により認定された場合、申請した月の翌月から負担割合が2割となります。

**条件1** 世帯の70～74歳の国保加入者の収入合計が520万円未満(世帯に70～74歳の方が1人(本人のみ)の場合は383万円未満)

**条件2** 世帯の70～74歳の国保加入者が1人(本人のみ)で、かつ国保から後期高齢者医療制度に移った方がおられ、本人とその方との収入合計が520万円未満

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

### 平成27年度の後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成27年度の後期高齢者医療保険料額が正式に決まりましたので、7月中旬に保険料のお知らせをお送りします。

**ア 4月から特別徴収(年金からの引落とし)の方**

平成27年度の正式な保険料額と、平成27年10月、12月及び平成28年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

**イ ア以外の方(7月以降に保険料を納付していただく方)**

平成27年度の保険料額と、7月以降の保険料の納付方法をお知らせします。

①7月～平成28年3月が普通徴収(納付書による金融機関での納付または口座振替)となる場合と、②7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収となる場合があります。

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

### 国民年金の障害基礎年金を受けておられる方へ

国民年金の障害基礎年金(年金証書の年金コードが「2650」または「6350」を受けている方は、「所得状況届」などを7月31日までに提出してください(本年1月2日以降に市外から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要)。未提出の場合、年金の支払いが差し止められる場合があります。

問合せ 保険年金課年金担当(☎561-9199)

## ● 福祉 ●

### 平成27年度介護保険料通知書送付のお知らせ

平成27年度介護保険料について、確定額の通知書を7月下旬までに送付させていただきます。今回の保険料通知のあらまは次のとおりです。

○今回の通知書の送付は、京都市介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方を対象としています。

○今回の通知は、平成27年度の市民税情報が決定されたことにより平成27年度の保険料の確定額をお知らせするものです。

○保険料の徴収につきましては、京都市にお住まいの方で、年額18万円以上の高齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、年金からの引落とし(特別徴収)になります(年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く)。

○特別徴収に該当しない方につきましては、通知書につづられている納付書によってお納めください(既に口座振替を利用されている方につきましては、通知書のみで納付書は添付されていません)。

なお、便利な口座振替による納付もできます。御希望の方は、預貯金口座をお持ちの金融機関店舗またはゆうちょ銀行(郵便局)にお申し込みください。

問合せ 福祉介護課介護保険担当(☎561-9187)

### 福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新を行います

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を送付します(判定に所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療については更新申請書(現況届)の提出が必要です)。

更新の際に所得超過などの理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。

前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となることがありますので、その場合は8月に申請してください(重度障害老人健康管理費については、7月中に申請してください)。

老人医療については、平成27年8月から制度の対象要件が変わりますが、昭和25年8月1日以前にお生まれの方の対象要件は変わりません(昭和25年8月2日以降にお生まれの方は所得税非課税世帯の方のみが対象となります)。

問合せ 【ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療・老人医療】福祉介護課(☎561-9182)

【重度障害老人健康管理費】保険年金課(☎561-9199)

## 東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館: 午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館: 毎週火曜日

### クールスポット事業・夏休みおたのしみ会

日時 7月25日(土) 午前11時～

内容「絵本の読み聞かせと工作」

### 8月のテーマ図書の展示と貸出

期間 8月1日(土)～31日(月)

「自由研究」(一般書・児童書)

「おばけ」(絵本)



## 東山老人福祉センター

東山区総合庁舎南館地下1階 ☎541-0434

開館: 午前9時～午後5時

休館: 毎週日曜日、祝日

### いろいろ使えるおしゃれな“金封”を作ってみませんか

日時 7月24日(金) 午前10時～

場所 東山老人福祉センター

講師 小久保 由貴氏

定員 10名 対象 市内在住の60歳以上の方

費用 500円(材料費)

申込み 7月13日(月) から東山老人福祉センター窓口にて受付(電話不可、先着順)

慶事の金封、ポチ袋など

## カレンダー 7/15～8/14

7月	行事名	掲載面
15 水	暮らしものづくりコンテスト 応募受付開始(～9月7日)	1面
	私道の舗装・補修工事助成制度 申請受付開始(～3月15日)	3面
	相談 弁護士による無料法律相談	4面
16 木		
17 金	平成27年夏の交通事故防止市民運動	
18 土	7月21日(火)～8月20日(木)	
19 日	待つゆとり 笑顔で過ごす 古都の夏	
20 月祝		
21 火	東山区民ふれあい作品展作品募集開始(～9月25日)	2面
22 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
23 木		
24 金	ベテラン主婦に学ぶ親子料理教室申込み締切	3面
	老人福祉 いろいろ使えるおしゃれな金封を作ってみませんか	4面
25 土	図書館 クールスポット事業・おたのしみ会	4面
26 日		
27 月		
28 火	図書館 クールスポット開放日(午前9時30分～午後5時)	
29 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
30 木		
31 金	ベテラン主婦に学ぶ親子料理教室	3面

8月	行事名	掲載面
1 土	青少年 東山フェスタ2015(～9日)	1面
	天才アートがやってきた! in東山(～13日)	1面
	図書館 8月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	4面
2 日		
3 月		
4 火	図書館 クールスポット開放日(午前9時30分～午後5時)	
5 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
6 木	相談 行政相談委員による無料行政相談	4面
7 金	「東山おもてなし学校」第4回講習会申込み締切	2面
8 土		
9 日		
10 月		
11 火	図書館 クールスポット開放日(午前9時30分～午後5時)	
12 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
13 木		
14 金		

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。